

# 都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成24年7月1日施行)

資料1-1

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる。

## 背景

◆ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。

◆ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、甚大な人的・物的被害が想定。  
⇒ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

## 法案の概要

### 都市再生安全確保計画制度の創設

- 都市再生緊急整備地域(全国62地域を指定)の協議会(国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等(鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加)からなる官民協議会)が、大規模な地震の発生に備え、
  - ・ 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等(都市再生安全確保施設)の整備・管理
  - ・ 退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画(都市再生安全確保計画)を作成できることとする。
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。

都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し**予算支援**



#### 一時退避の誘導と経路の確保

- ・地震発生時に、鉄道駅やビルから円滑に誘導・誘導のための情報発信設備を整備
- ・退避経路の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保

#### 避難訓練

- ・平常時から  
の訓練



#### 退避施設の確保

- ・鉄道駅、オフィスビル等に退避施設を確保(数日間滞在)
- ・退避施設の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保

#### 情報提供

- ・災害情報、交通情報  
等の提供



#### 耐震改修等の促進

- ・建築確認、耐震改修等  
の認定等手続を一本化



#### 備蓄倉庫等の確保

- ・計画に記載された備蓄倉庫等の部分を容積率不算入
- ・地方公共団体との管理協定(承継効付き)により継続的な管理を担保
- ・都市公園に備蓄倉庫等を設置する際の占用許可手続を迅速化



\* 下線は法律の特例

都市における大規模地震発生時の安全を確保

# 都市再生安全確保計画制度等に係る支援策

地域の現状把握(現状の把握と被害の検討)

計画の作成、コーディネート(協定締結支援等)

計画の実施

ソフト事業

- ・退避誘導ルール、情報提供ルール作成
- ・避難訓練、普及啓発活動 等

ハード事業

設備の設置

- ・備蓄倉庫、  
情報通信施設、耐震性貯水槽、  
非常用発電設備等の設置

公共施設等の整備

- ・公園、緑地、  
広場等の一時退避施設 の整備
- ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫 等  
を有する建築物の整備
- ・建築物の耐震診断・耐震改修 等

内閣府

国土交通省

都市再生安全確保計画策定事業費補助金  
1.0億円(平成25年度予算)

- ・補助率:1/2(地方公共団体又は民間事業者等)
- 都市再生安全確保計画の作成に必要な基礎データの収集・分析等

都市安全確保促進事業(エリア防災促進事業)  
4.3億円(平成25年度予算)

- ・補助率:ソフト1/2、ハード1/3(地方公共団体又は協議会)
- ※間接補助は事業費の1/3以内、かつ地方公共団体の補助に要する費用の1/2以内

社会資本整備総合交付金

※ 9,031 億円の内数(平成25年度予算)

- ・都市防災総合推進事業  
公共空地(公園、緑地、広場等)の整備、耐火建築物の建築等  
補助率:1/3、1/2(対自治体)
- ・優良建築物等整備事業  
計画に記載された退避経路・退避施設を有する優良な新築建築物を支援対象に追加  
補助率:1/3
- ・耐震改修促進事業  
耐震診断 補助率:1/3、1/2(対自治体・緊急輸送路沿道)  
耐震改修 補助率:1/3(緊急輸送路沿道・地域防災計画記載)等
- ・市街地再開発事業 補助率:1/3 等

税制・金融

- ・優良な民間都市開発プロジェクトに対する税制支援(法人税、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等)、金融支援(貸付け・社債取得)
- ・備蓄倉庫を有する建築物に対する税制支援(固定資産税等)  
計画に記載され、管理協定の対象となった施設を支援対象